

小平市議会定例会 一般質問通告書

質問の方式

- ① 一括質問一括答弁方式
- ② 一問一答方式

質問件名 保護司活動支援の取り組みについて

質問要旨

保護司は、保護観察所の観察官とともに、罪を犯した人や非行少年に対し早期に更生できるよう助けるとともに、地域の犯罪や非行の予防を図っている。この保護司の活動に対して、一番身近な自治体である市の支援が必要であると考えられるが、十分な支援がないというのが実態である。

最近の犯罪は減少傾向にあるとのことだが、青少年については環境の悪化が懸念され、犯罪の傾向が低年齢化していると言われている。都内では成人を含む刑事犯検挙人のうち、4割が少年である。また、犯罪の中の約6割が再犯であり、そのうち少年が3割を占めている。今年5月25日放送のNHKクローズアップ現代で、「相次ぐ少年事件 問われる保護観察」とのタイトルで取り上げられたように、この問題を解決するには多くの課題があると考えられるが、まず仕事と居場所を確保して社会復帰できるよう支援することが必要である。ハローワークとの連携や協力雇用主制度の普及等の就職支援や、エンカレッジスクールやリスタートプレイス等の就学支援に取り組むことなど、市としてできることがあるのではないかと考えている。また、市内に住む保護観察中の対象者やその家族等に対し、保護司と行政、教育機関、民生・児童委員、更生保護女性会等その他の関係団体との一体となった地域における連携と対応の仕組みを構築する必要があるのではなだろうか。広範囲に課題がある中ではあるが、市の保護司活動支援の取り組みについて、以下5点伺う。

- (1) 現在、市内の保護司が担当する保護観察対象や環境調整対象となっている件数はどのくらいか。
- (2) 小平市における保護司の人員は定数に対して何割か。また、その充足率に対する市としての評価は。
- (3) 現在、保護司活動に対して、市としてどのような協働や支援を行っているか。
- (4) 保護司の人員が不足している要因は、どのようなものだと考えるか。また、行政として保護司の人員不足を解消するため、市の情報を活用した選定委員会や推薦会等の設置や、面接場所の提供などの支援が考えられるが、見解は。特に、面接場所ともなる平成20年度から全国で整備が進んでいる更生保護サポートセンター設置について、小平市が積極的に施設提供等の支援をする考えはないか。
- (5) 再犯を防ぎ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くためには、保護司と行政と地域が一体となって適切に支援をしていくことが必要で、一番身近な自治体である市としても真剣に検討すべき課題と考えるが、行政の立場としてどのように考えているか。

平成27年8月28日

小平市議会議長 殿

小平市議会議員 氏名 佐野 郁夫

受付番号【 】－（ ／ ）

整理番号（通しNo.）……（ ）

小平市議会定例会 一般質問通告書

質問の方式

- | | |
|---|------------|
| 1 | 一括質問一括答弁方式 |
| ② | 一問一答方式 |

質問件名 市議会議員選挙の投票率に対する認識と今後の対応について

質問要旨

本年4月に行われた小平市議会議員選挙の投票率は44.44%。最近の各種選挙における投票率は低迷しており、およそ半分の人が投票に行かないというのが現状だ。この傾向が続けば、選挙結果を民意と呼べなくなる日が来ても不思議ではない。民主主義の危機である。この原因については、様々な意見があるようだ。1. 政治への無関心。誰がなっても同じといった考え方。2. そもそも教育されてこなかったことが問題。3. 立候補者に興味がわからない。地域のつながりの希薄化。4. 立候補しにくさ、立候補者の減少、5. 選挙運動の厳しい規制による疎外感。6. 投票所へ出向く煩わしさ、不便さ。などなど言われている。一方で、投票環境を改善し、投票率を向上させる取組みもこれまでなされてきているが、低下に歯止めはかかっていない。このような状況で、本年6月に公職選挙法が改正され18才選挙権が与えられることになり、さらなる投票率の低下が懸念される。国の制度の中で限界はあるかと思うが、小平市という一番身近な地方自治体が自らの自治、議会制民主主義の根幹をなす二元代表制の市長と議会議員を自らが選ぶ選挙に対し、危機感を持ち、投票率向上に税金の投入を含め考えられるあらゆる方策を講じる、あるいはその姿勢を示す必要があるのではないかと考え、以下7点伺う。

- (1) 投票所を1か所増やすのに、どのくらいの費用がかかるのか。
- (2) 駅や商業施設に期日前投票所を設置できないか。制度上可能であるならば、設置するための費用は1か所いくらかかるか。
- (3) 投票所へ送り迎えするバスやタクシーなど運行できないか。
- (4) 移動可能な車などが有権者を回り、投票できる仕組みは可能か。
- (5) 選挙啓発にかけている費用は年間いくらか。
- (6) 投票に行けば商店街の飲食店などでサービスが受けられるキャンペーンなどできないか。
- (7) その他、費用をかけてでも投票率をアップさせることが可能と考えられる行政が取りうる方策は何があるか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

平成27年8月28日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 佐野 郁夫

受付番号【 】－（ ／ ）

整理番号（通しNo.）……（ ）

小平市議会定例会 一般質問通告書

質問の方式

- 1 一括質問一括答弁方式
- ② 一問一答方式

質問件名 給食費未納の実態と対策について

質問要旨

「給食費未納額 22 億円」と異常ともいえる金額を取り上げたマスコミ報道にもあるように、いわゆる給食費の未納問題が社会問題化している。まず、この問題は払うことができない状況と払えるのに払わない状況をしっかり区別すべきであることは言うまでもない。払うことができない状況があるとしたら、その背景には、小平市でも就学援助を受けている児童が増えており、経済状況、生活の不安定、ひとり親家庭の増加、雇用の流動化、所得の不安定、医療費の負担増、税金の負担増など貧困といわれるような様々な状況が考えられるとは思いますが、適切な制度や社会資源を活用して対応することや、保護者の理解を得ることも可能ではないかと考える。一方で、払えるのに払わない、規範意識の欠如などと指摘されるものに対しては、その負担を払っている保護者に負わせ、公平性が損なわれていることを重く受け止め、教職員に負担をかけずに徴収強化を図るとともに断固とした対応も必要ではないかと考える。最近では、給食費未納 3 ヶ月で給食停止を通知した結果、ほとんどが支払うこととなった埼玉県北本市のケースや訴訟を起こした駒ヶ根市などがある。このような中、小平市の現在の状況はどうか。また、市のこの問題に対する認識、及び解決に向けた今後の対応はどうか伺いたいというのが質問の趣旨である。以下 6 点伺う。

- (1) 直近の年度の小学校と中学校の給食費未納の学校総数と未納者数は。
- (2) この 9 年間（平成 18 年度～26 年度）で、小・中学校の給食費未納の件数と金額はどれくらいか。年度ごととその合計。
- (3) 未納分はどのように補填、または処理されているのか。
- (4) 未納理由はどのようなものと考えているか。
- (5) 未納者への対応はだれがどのようにしているのか。
- (6) 学校での対応は限界がきているのではないかとと思われるが、市教育委員会が徹底して調査し、懇談し、滞納理由に対して適切な社会資源を活用できるように主導したり、徴収事務や滞納処理に慣れている市職員が対応するなどできないか。合わせて、この給食費未納問題解決に向けて今後どう対応する考えか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

平成 27 年 8 月 28 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 佐野 郁夫

受付番号【 】－（ ／ ）
整理番号（通し No.）……（ ）